

# 住宅用家屋証明申請時に必要な書類について

住民票の所在 家屋の種類	現在、家屋の所在地に住民票がある場合	今後、家屋の所在地に住民票を移す場合
個人が新築した住宅の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 表示登記受領証 登記完了証（※1）</li> <li>又は</li> <li>■ 登記事項証明書（※2）</li> <li>■ 建築主が確認できる書類（※3）</li> <li>★ 申請者（名義人）の住民票</li> <li>■ 特定認定長期優良住宅認定申請書の副本及び認定通知書（※6）</li> <li>■ 認定低炭素住宅認定申請書の副本及び認定通知書（※7）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 表示登記受領証 登記完了証（※1）</li> <li>又は</li> <li>■ 登記事項証明書（※2）</li> <li>■ 建築主が確認できる書類（※3）</li> <li>★ 申請者（名義人）の住民票</li> <li>□ 居住の用に供する旨の申立書（※4）</li> <li>★ 現在居住している家屋の状況・処分等を証明する書類（※5）</li> <li>■ 特定認定長期優良住宅認定申請書の副本及び認定通知書（※6）</li> <li>■ 認定低炭素住宅認定申請書の副本及び認定通知書（※7）</li> </ul>
建売の住宅を取得した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 表示登記受領証 登記完了証（※1）</li> <li>又は</li> <li>■ 登記事項証明書（※2）</li> <li>■ 建築主が確認できる書類（※3）</li> <li>★ 申請者（名義人）の住民票</li> <li>★ 売買契約書（売渡証明書、譲渡証明書）</li> <li>□ 家屋未使用証明書</li> <li>■ 特定認定長期優良住宅認定申請書の副本及び認定通知書（※6）</li> <li>■ 認定低炭素住宅認定申請書の副本及び認定通知書（※7）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 表示登記受領証 登記完了証（※1）</li> <li>又は</li> <li>■ 登記事項証明書（※2）</li> <li>■ 建築主が確認できる書類（※3）</li> <li>★ 申請者（名義人）の住民票</li> <li>★ 売買契約書（売渡証明書、譲渡証明書）</li> <li>□ 家屋未使用証明書</li> <li>□ 居住の用に供する旨の申立書（※4）</li> <li>★ 現在居住している家屋の状況・処分等を証明する書類（※5）</li> <li>■ 特定認定長期優良住宅認定申請書の副本及び認定通知書（※6）</li> <li>■ 認定低炭素住宅認定申請書の副本及び認定通知書（※7）</li> </ul>
中古の住宅を取得した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 登記事項証明書（※2）</li> <li>★ 申請者（名義人）の住民票</li> <li>★ 売買契約書（売渡証明書、譲渡証明書）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 登記事項証明書（※2）</li> <li>★ 申請者（名義人）の住民票</li> <li>★ 売買契約書（売渡証明書、譲渡証明書）</li> <li>□ 居住の用に供する旨の申立書（※4）</li> <li>★ 現在居住している家屋の状況・処分等を証明する書類（※5）</li> </ul>

■の書類は、原本提示のうえ、コピーを提出  
 ★の書類は、コピーを提出  
 □の書類は、原本を提出

（※）については下記をご参照ください。

- （※1） 「オンライン申請システム」で取得した登記官の押印のないもの場合、土地家屋調査士または司法書士が職印を押印し「この登記完了証は東京法務局立川出張所より電子送信されたファイルを印刷したものに相違ない」旨の証明したものが必要となります。
- （※2） 登記事項証明書については、登記官の押印があるものがが必要です。  
なお、インターネット登記情報提供サービスから取得した「照会番号と発行年月日が記載された書類（発行年月日から100日以内のもの）」に代えることができます。
- （※3） 確認済証、検査済証、工事請負契約書のいずれかをご持参ください。
- （※4） 申立書の用紙は課税課又は、市ホームページにあります。なお、登記申請人の印鑑が必要となります。
- （※5） 現住家屋の処分方法等が確認できる書類  
媒介契約書及び賃貸契約書等については、申請する時点で契約期限内のものをご用意ください。契約期限を過ぎている場合には、必ず更新契約書をご用意ください。
  - ① 今お住まいの家を売却する場合 → 売買契約書 又は 媒介契約書
  - ② 今お住まいの家を賃貸する場合 → 賃貸契約書 又は 媒介契約書
  - ③ 今お住まいの家が借家、社宅、寮などの場合 → 家主との賃貸契約書、使用許可書等
  - ④ 今お住まいの家に引き続き親族が住む場合 → 親族の申立書（注：こちらは原本のみです）
- （※6） 特定認定長期優良住宅の場合に必要な書類です。
- （※7） 認定低炭素住宅の場合に必要な書類です。

なお、証明書発行後、虚偽の申請により証明を受けたことが判明した場合には、市長は、当該証明書は登録免許税の軽減に該当しない物件について発行したものである旨を登記所に通知することとなります。

その他ご不明なことがありましたら、下記までお問い合わせください。

武蔵村山市役所 課税課 諸税係  
 電話042-565-1111 内線122